

令和7年3月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和7年3月10日 月曜日 午後3時01分から午後3時56分まで

2 開催場所 保健福祉センターなわ 多目的ホール

3 出席委員 (25人)

会 長	15番	江原 宏昭			
農業委員	1番	尾古 礼隆	9番	小谷 恵	
	3番	前田 繁昌	10番	岡田 浩司	
	5番	安藤 幹雄	11番	森田 博文	
	6番	矢田 考志	12番	濱田 厳	
	7番	山下 一郎	13番	米澤 誠一	
	8番	中川 勝彦			

推進委員	1番	小原 啓一	8番	戸野 悦宏	
	2番	高見 昭久	9番	二宮 聖貴	
	3番	永岡 幸光	10番	吉野 徹	
	4番	福永 博昭	11番	青木 尚	
	5番	山崎 拓司	14番	野口 浩義	
	6番	河村 富士夫	15番	山根 章司	
	7番	高虫 秀樹			

4 欠席委員 (5名) (農委2番 佐伯 守、農委4番 石原 文義、
農委14番 遠藤 幸子、推委12番 上田 陽介、
推委13番 椎木 知奈美)

5 議事録署名委員の決定 (1番 尾古 礼隆、3番 前田 繁昌)

6 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

7 報告事項

(1) 農地法施行規則第29条第1号の届出について

(2) 賃貸借の解約について

(3) その他

8 その他

(1) 定例会の日程について

(2) 農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について

9 農業委員会事務局職員

局 長 徳 永 貴

主 幹 坂 田 真 寛

主 幹 西 川 援

事務補助員 山根江利子

10 会議の概要

事務局 そういたしますと、議長のほうよろしく願いいたします。

会長 【会長挨拶】
・時候挨拶。
・確定申告について。
・米不足について。

議長 本日の欠席が、農業委員の2番委員さん、4番委員さん、14番委員さん。それから、推進委員の12番委員さん、それから13番委員さんが欠席ということです。
現在の出席は25名、欠席5名ということで農業委員が過半数を超えておりますので、本会が成立することを宣言いたします。
続きまして、議事録署名委員さんの決定ですけど、1番委員さんと3番委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 続きまして、会務報告を事務局のほうから説明をお願いします。質問があれば挙手をお願いします。

事務局 【会務報告】
(2月10日) ・定例農業委員会について。
(2月14日) ・農業委員会会長・事務局長会議及び会長協議会研修会について。
(2月17日) ・名和地区農業相談日について。相談件数なし。
(2月20日) ・人・農地チーム会議について。
(2月25日) ・鳥取県常設審議委員会、(一社)鳥取県農業会議理事会について。
・大山地区農業相談日について。相談件数2件あり。
(2月27日) ・農業次世代人材投資事業及び就農条件整備事業に係る就農・営農状況確認会について。
(3月 5日) ・中山地区農業相談日について。相談件数1件あり。

議長 それでは、議案について進めていきたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

譲渡人・譲受人等は議案に記載のとおりでございますので、大字・地目・面積・譲渡事由のほうを説明させていただきます。

番号11、〇〇、田1筆、1,935㎡。売買で、売買価格は1反当たり※円になります。

本申請は、隣の農地を所有して耕作されておられます譲受人が、取得を希望されまして、譲渡人と協議をされて今回取得されることになったものです。

取得農地ではミカンの作付けをされる予定となっております。

なお、譲渡人ですけれども、この申請があったのが1月の31日という形なんですけど、申請後の2月の半ばにお亡くなりになっておられます。

お亡くなりになっておられますけれども、亡くなる前に申請をされているものになりますので、このまま3条の許可の可否をすることについては問題ない形になります。

ただし、許可になった後の登記の流れについては、一旦、譲渡人の相続人に相続登記が行われた後に、譲受人への所有権移転登記という手続きになります。

続いて番号12、〇〇、畑1筆、5,607㎡。売買で、売買価格は全体で※円になります。

本申請地のうち4,000㎡は、令和5年から利用権設定で譲受人が耕作されている農地で、取得を希望された譲受人が譲渡人のほうと協議されまして、今回、他の耕作者との利用権設定があった部分、残りの部分になりますけれども、そちらも含めて取得されることになったものになります。

取得される農地では、以前から貸し借りがあったものについては梨、その他の部分については芝を作付けされる予定となっております。

なお、本申請地には、農機具や肥料等を保管するビニールハウスが建っておりまして、そちらについては、27ページの報告に記載のとおり、200㎡未満の転用の届出がなされています。

続いて番号13、〇〇、田1筆、706㎡。売買で売買価格は全体で※円になります。

取得を希望されました譲受人が譲渡人と協議されまして、今回取得されることになったものになります。

取得農地ではブロッコリーを作付けされる予定です。

最後、番号14、〇〇、田1筆、1,266㎡。こちらは贈与になります。

本申請は夫婦間の贈与の申請になります。

平成26年に譲渡人が3条で、他の同じ集落の方から取得をされた農地になりますけれども、世帯で所有の農地についてなんですけど、この農地、今回の申請農地を除いては、全て今譲受人のほうの名義となっておるところで、世帯で所有している農地を譲受人にまとめておきたいということで申請があったものになります。

取得農地では、野菜を作付けされる予定となっております。

いずれも農地法第3条の許可要件であります「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「地域との調和要件」を全て満たしていると考えておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは、午前中に現地確認をされてますので、11、12につきまして、推進委員の9番委員さんからお願いします。

推委 9 番委員 失礼します。午前中に、事務局と農委 5 番委員さん、推委 11 番委員さん、私の 3 名で現地確認をさせていただきました。

11番の〇〇の田のほうですが、このすぐ南隣のほうに、今現在、譲受人さんがミカン畑を少し作っておられます。今現在は大豆を作っておられまして、周りは畦もきれいに刈ってあって、きちんと管理されているという形になっておりましたので、議決をお願いします。

続きまして、12番の〇〇の畑のほうなのですが、こちらは〇〇〇〇〇〇と
◇◇◇の間、●●●のすぐ上ですけども、今現在、既に梨と芝を耕作されてお
りまして、非常に周りも、梨も芝もきれいに管理されておりまして、問題はな
いと思います。よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、番号１３につきまして推進委員の１１番委員さん、よろしくお願いします。

推委 1 1 番委員　はい、推進委員の 1 1 番です。1 3 番の〇〇の件について報告させていただきます。午前中、3 名で現地を確認いたしました。

場所につきましては、9号線下から海岸に近い田んぼでございます。現在、譲受人のほうがブロッコリーを生産をしておられます。管理も行き届いておりますので、特に問題はないと思います。以上です。

議長 続きまして、農業委員の5番委員さん、お願いします。

農委5番委員　はい。14番、〇〇の田んぼを見てきました。

車、トラクターで入れるところで、周辺も管理され、畑としてそのまま使える様子でした。問題ないと思います。検討をお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、何か質問等がございましたら挙手をお願いします。

それでは、無いようですので、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛成ということで、許可することに決定をいたします。

議長 続きまして議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局　はい。議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法第５条第３項の規定により審議を求めます。

番号6ですが、目的は一般住宅、譲渡人・譲受人については2ページに記載のとおりです。

位置図については、3 ページを御覧ください。申請地は◇◇◇◇◇◇の交差点付近で、△△△△△△の自動販売機の裏側の、▽▽▽に面した場所になります。

す。

農地区分としては、接続可能な上下水管が埋設されています町道に面しており、500m以内に2以上の教育施設、◇◇◇◇◇、□□□□□□□□□□がある農地で、第3種農地となります。

許可根拠としては「原則許可」となります。

4ページのほうを御覧ください。4ページのほうに配置図、それから隣の5ページのほうに平面図を載せております。

申請者は現在〇〇市内の借家で生活をされていますが、子どもの成長に伴いまして手狭になってきたということで、静かで子育て環境に良い場所に新築したいと、大山町内で土地を探されていたと事業計画書に記載があります。

家族構成としましては、申請者、配偶者、子ども、申請者の両親の計5人、二世帯が暮らす住宅ということで、4台分の駐車スペースの記載があります。

はぐっていただきまして、6ページのほうには立面図を載せていますので、ご確認ください。

雨水排水計画については、7ページのほうを御覧ください。

資料の上のほうに記載がありますとおり、駐車スペース以外は真砂土で地下浸透させ、駐車スペース部分も傾斜をつけて真砂土部分へ流し、地下浸透をさせる計画となっています。

建物の屋根からの雨水については、はぐっていただいて8ページを御覧ください。

右上の凡例にあります点線のとおり、樋から排水管を通じ、町道側溝へ排水する計画となっております。これについては役場建設課のほうへ道路工事施工承認申請をされており、許可見込みというふうに聞いております。

また、汚水については凡例の太線のとおり、公共下水へ接続する計画となっております。

その他、添付書類としましては、〇〇畑地土地改良区の意見書、それから融資証明書があり、計画面積や被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は、特に問題はないと判断しております。

続きまして、番号7番になりますけれども、一旦2ページのほうへ戻っていただければと思います。目的のほうは太陽光発電施設、譲渡人・譲受人については記載のとおりとなります。

譲渡人は高齢となりまして、申請地の耕作を続けていくことが困難になっていることに加えて、後継者もおらず今後の管理に苦慮していたというふうに聞いております。

その頃、太陽光施工業者が条件に合う事業用地を探しておりまして、譲渡人としても「このまま荒廃させていくよりは」と、農地を提供する意向となりました。

ただ、申請地は相続で取得した土地であるため、売買ではなくて地上権を設定するということでの申請となっております。

設定期間終了後は設備は撤去され、土地の名義人へ土地が返却されることとなります。

位置図のほうは、9 ページを御覧ください。申請地は色が付いている場所で、集落内の住宅に挟まれた農地となります。

農地区分としては、接続可能な上下水管が埋設されている町道に面しており、500m以内に2以上の教育施設がある農地で第3種農地となり、許可基準としては「原則許可」となります。

土地利用計画については、10 ページのパネル配置図のほうを御覧ください。

スペースについての確認ですけれども、申請地の面積は1,158㎡となります。そこに、1枚約2.58㎡のパネルを198枚設置するため、パネルだけで約496㎡の面積が必要になります。

関連する機器や、高さ1.2mのフェンスを設置し、図面右上の離隔計算により算出された距離を元に各列との間を2,600mm空けて設置するため、利用計画図のとおり、太陽光発電施設全体として、この度の計画面積が必要となっております。

管理については管理会社のほうへ委託し、年2回の除草作業とその他必要に応じて除草作業を行う計画となっております。

被害防除の部分については、従来の被害防除計画書ではなくて、太陽光発電施設用に確認項目を追加した様式を使用し、事業者より管理計画の確認を行っております。

雨水排水計画については、現状のまま土地を利用するという事で、雨水は地下浸透により処理をする計画となっております。また、仮にオーバーフローするような雨量の場合は町道側溝へ放流するという事で、役場建設課のほうと協議済みとなっております。

太陽光発電関係に必要な書類としましては、○○○○○○○○○○株式会社からの太陽光設備連係に伴う承諾のほうを得られており、電力受電契約書の写しも添付されています。

また、電力の買主が、経済産業省から小売電気事業者登録されている事業者であることも確認のほうをしております。

その他の添付書類としましては、残高証明書、隣接耕作者の同意書、それから計画面積や被害防除計画も適切であることから、転用の確実性であるとか周辺農地への影響は、特に問題はないと判断をしております。

説明については以上です。

議長

はい、ありがとうございます。

それでは午前中、現地確認をさせていただきますので、推委9番委員さん、よろしくお願いします。

推委9番委員 はい、失礼します。6番、○○の畑のほうですが、こちらは◇◇◇のすぐ近くということでありまして、周りは家に囲まれているような状態でありまして、今現在、家庭菜園ですが作物は何も植わっていないような状態でした。こ

の辺は利便性が良いところで、周りは現在、家がたくさん建っているところで致し方ないかなというところもありました。ご検討をお願いします。

7番の〇〇の畑ですが、これは太陽光パネルが敷かれるということで、こちらのほうの畑は前後を家で囲まれておりまして、道向かいの家があるということで、少し農業はしづらいのかなというところではあります。現状では大きな木が生えたりだとかはないんですが、草が全面に生えているので、ここは通り道なんで時々見てるんですが、やはり作付けされる方もいらっしやらないみたいで、投げてある状態になっておりました。致し方ないと思います。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは審議に入りたいと思います。

何か質問がございましたら、挙手をお願いします。

(農委7番委員、挙手)

議長

はい。農委7番委員さん、どうぞ。

農委7番委員

7番です。

まず、太陽光の関係の分ですけれども、ここは農振農用地なのかどんなのかという確認と、それから畑地ということですので、畑かんの受益地に入っているかないかということも確認をお願いします。

事務局

はい。まず御質問一つ目ですけれども、こちらは農振農用地に入ってはおりません。

二つ目の御質問ですけれども、畑かんの受益地には入っておりません。住宅のほうは、畑かんの給水栓も無いですし、畑かんとしての受益地では無いということですが、給水栓の受益地ではなくて、その昔、ダムを造る事業で、ダムを造るのにこれだけの農地が必要ですよっていうような事業には協力していた農地ということで、一応、畑地の土地改良区の受益地としては入っておりましたので、そこは同意書のほうを取得してもらって、同意してもらっております。

以上です。

農委7番委員

畑地の受益地にはなっておるけども、改良区が同意をすればいいんですか。受益面積が減ることに対して、確か2,000haちょっとあったと思うんですけども、その畑かんの受益地として、給水栓がなくても受益地は受益地っていうことでしたけども、そこが転用になることについて、畑地土地改良区の同意だけでいいのか、他に受益地を見つけて、その受益地の確保をせないけんというのがずっと前からあったんですけども、その辺の調整っていうのは出来ているんでしょうか。

事務局

はい。畑地の代替地確保というところまでは聞いておりませんが、ある一定の面積の範囲内、ある一定の面積は確保されていれば、やむを得ないというふうに担当のほうとは調整をしておりましたので、そういったところで、畑地土地改良区のほうに申請をしていただいて、同意書を取得したという流れになります。

農委 7 番委員 分かりました。

議長 その他、ありませんでしょうか。

それでは、無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数ですので、承認することに決定をいたします。

議長 続きまして議案第 3 号、非農地証明願について、説明をお願いします。

事務局 はい。議案第 3 号、非農地証明願について。下記証明願について、議決を求めます。

番号 1 番になります。

申請人、土地の表示や面積等は 1 2 ページに記載のとおりとなります。

場所につきましては、1 3 ページのほうに位置図を載せています。〇〇〇の交差点を〇〇方面へ約 2 キロ上がって行った、「◆◆◆◆◆◆ 有限会社 ■■■■■」の中の一部が申請地になります。

観光農園自体は農地として特に手続きは不要ですけれども、その一部が舗装され駐車場となり、受付小屋等が設置されていたというものになります。

それらが、はぐっていただいた 1 4 ページのほうに、設置状況について載せております

設置の経緯としましては、元々この申請地周辺で植木を植栽し販売されていましたが、売り上げの減少により果物等のもぎとり事業、観光農園事業への転換を検討されました。観光農園事業の実施のためには来客用の駐車場等が必要でしたが、許可があるとは知らず、平成 1 1 年頃から駐車場等の整備を始めたというふうに聞いております。

次に、非農地証明願を案内するに至った経緯ですけれども、昨年に申請者から事務局へ、農地を譲り受けたいということで農地法第 3 条の相談を受けました。譲受人側としての農地の利用状況を確認したところ、現状の状態となっており、全部効率利用要件を満たさないということが分かりました。

そこで一旦 3 条申請のほうは保留となりまして、現地でも申請者と協議した結果、農地と農地では無い部分を整理して分筆され、この度の非農地証明願が提出されるに至りました。

なお、経緯の聞き取りと併せて、観光農園事業に必要な部分であれば転用の見込みはあるので、今後何か土地利用を計画される際には必ず事前に相談をしていただくよう説明を行っております。

説明については以上です。

議長 はい、ありがとうございます。

では、現地確認をされております。推委 9 番委員さん、よろしく申し上げます。

推委 9 番委員 はい、失礼します。

〇〇についてですが、今現在、全体的に碎石が敷いてある状態でありまして、14ページの図にもありますが、入口側から受付小屋がありまして、奥のほうに休憩所とトイレがありまして、この土地の北側、下側になるんですが、こちらには植木だったりとか庭石が置いてありまして、なかなか原状回復は難しいなと思いました。

議長

ありがとうございました。

それでは、何か質問等がございましたら挙手をお願いします。

それでは無いようですので、原案のとおり、非農地にすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛成ということで、非農地にすることに決定をいたします。

議長

続きまして議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、受理したので議決を求めます。(詳細；詳細は議案の明記)

詳細については議案に記載のとおりですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは、何か質問がある方は挙手をお願いします。

それでは、無いようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということですので、挙手多数により原案のとおり決定をいたします。

議長

続きまして議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により照会があったので意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細については、議案に記載のとおりです。

なお、現在、鳥取県議会にて、今回の御提示させていただいております農用地利用集積等促進計画の認可事務について、これまで県が行っていたものを市町村に権限移譲する条例案が審議されております。

こちらが議決になりますと、令和7年4月の1日から、認可等について町の

ほうで行うことになりますので、今回審議頂いている計画から、町が認可等を行う予定となっております。

こちらについて、何か影響があるかっていうものがあるかということと言えますと、これまで、貸し借りの開始については農業委員会定例会の2か月後の1日、なので今回で言えば、3月の10日の定例会で審議をしたものについては5月の1日が貸し借りのスタートという形になっておりましたが、翌月の1日、なので今回で言います4月1日からスタートができるようになります。

それ以外のものについては、農業委員会や貸し手さん・借り手さんに関係する変更はございませんけれども、県から町に認可事務が権限移譲されるというところで変更がありますので、御承知頂ければというふうに思います。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。

それでは審議に入りたいと思いますけど、番号の3番、4番、42番、18番から20番を除いた分で審議を行いたいと思います。

何か質問等ございましたら、挙手をお願いします。

(農委7番委員、挙手)

はい、どうぞ。農委7番委員さん。

農委7番委員

7番です。

今、事務局のほうから、条例改正等が可決になれば、大山町、町長ので要は決定がなされるということで、それに伴って、始期が今は7年5月1日からという申請書ですけども、今回はこれが4月1日に変わるのか変わらないのかということの確認です。

事務局

はい。御質問頂きました件ですけども、今回の権限移譲については、既に市町村と県との自治法上の協議が終わっているものになりますので、よっぽどなことがない限り議決になるというところで今動いているものになります。

今回、始期について、4月1日になっているものと5月1日になっているものと、6月1日、7月1日になっているものもございます。

こちらについてですけども、基本的には貸し借りの新規となっているものも今までの基盤法、いわゆる相対の貸し借りでされていたものも多くございますので、そういったものの終期に合わせて始期のほうを設定をさせていただいておりますので、3月中で終わるものについては4月1日スタート、4月中までまだ貸し借りがあるものについては5月1日のスタートというような形で今回始期のほうは設定をさせていただいております。なので、今回から、この農業委員会定例会の翌月1日からのスタートという形の最速はそこからというところで始期のほうは設定をさせていただいているという形です。

農委7番委員

もう既に4月1日のものもあれば、5月1日とか6月1日とか、普通だったら、今までどおりだったら、今出たのは5月1日以降でないと許可にならなかったってことですよね。そういう事前の話があったので、今回は4月1日から始まるという計画もあるという理解でいいと。

事務局 はい、そのとおりでございます。

農委7番委員 はい、承知しました。

議長 その他、ありませんでしょうか。

それでは、無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数により、承認することに決定をいたします。

議長 それでは、順次、審議に入らせてもらいます。

推委5番委員さん、(議事参与の制限の為)退室をお願いいたします。

(推委5番委員、退室)

それでは、3番4番について審議したいと思います。

何か質問がございましたら、挙手をお願いします。

はい。無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、承認することに決定をいたします。

(推委5番委員、入室)

続きまして、42番について審議をしたいと思います。

(推委11番委員、退室)

はい。それでは42番について、何か質問がございませんでしょうか。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。挙手多数により承認することに決定をいたします。

(推委11番委員、入室)

続きましてですけど、本来ですと、農委14番委員さんがここで交代するんですけど、事情がありましておられません。

つきまして、どういう形でっていうことを事務局等に調べてもらいましたので、その辺の経過をよろしくをお願いします。

事務局 はい。それでは失礼いたします。

議長が議事参与に入っておりますので、通常ですと職務代理が議長交代ということで入りますけれども、本日、職務代理が急遽欠席ということになりましたので、代わりにですね、農委3番農地部長さんをお願いしたいという具合に思います。

なお、会議規則等には、内規のほうでは、会長代理を置いて議長ができると

いうことになっておりまして、決してそこが職務代理ということで決まっては、そういう文言ではありませんので、会長を代理を置くことができるということで、皆さんに農委３番部長を議長として置いてよろしいかということを、議長のほうから諮っていただきまして、その後、議長のほうで進行していただきたいという具合に思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい。以上のような説明でよろしいでしょうか。
よろしければ、挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

それでは、議長を農委３番委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長代理 はい。

(議長交代)

(農委１５番委員、議事参与の制限の為退室)

議長代理 それでは失礼いたします。

委任を受けましたので、議長の職を努めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは早速、農地番号１８番、１９番、２０番について審議いたしたいと思います。

質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。

無いようですので、採決をとりたいと思います。

原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手多数により、承認することと決定いたします。

以上で委任を受けました案件が済みましたので、議長に交代させていただきたいと思います。ありがとうございました。

(農委１５番委員、入室)

(議長交代)

議長 それでは、議長交代させていただきます。

議長 続きまして、６番の報告事項になります。

農地法施行規則第２９条第１号の届出については、見ておいてください。

それから、２番目の賃貸借の解約についても、見ておいてください。

議長 その他の分ですけど、事務局のほうから説明をよろしくお願いいたします。

事務局 【その他】

- ・旅費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。
- ・日当の廃止について。

- ・農林関係の補助事業について。

議長

ありがとうございました。

その他、何か質問等がございましたら。

無いようですので、それでは4月の定例農業委員会の日程について、説明させていただきます。

4月は、4月の10日、木曜日の午後3時から中山農村環境改善センターで行いたいと思います。

現地確認当番につきましては、推委1番委員さん、推委7番委員さん、農委4番委員さんですので、よろしくお願いいたします。

なお、4月の定例会前の農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会について、その他については、事務局のほうから説明がありますので、よろしくお願いいたします。

事務局

【その他】

- ・農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会について。

議長

はい。それでは今事務局から説明ありましたように、大変お忙しい時期になると思いますけど、よろしくお願いいたします。

特に何か質問等がございましたら。

それでは無いようですので、本日の定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 江原 宏昭

議事録署名委員 尾古 礼隆

議事録署名委員 前田 繁昌

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。